

消費生活センターのコーナー

「消費者が主役の安心・安全埼玉づくり」

埼玉県消費生活支援センター

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA 1街区2階

TEL : 048-261-0978 FAX : 048-261-0962

埼玉県では、誰もが安心して暮らせる安心・安全な埼玉づくりを目指しています。そのためには、県民にとって一番の基本である「くらし」を守っていくことが重要だと考えています。

現在、埼玉県では川口、川越、春日部、熊谷の4センター体制で消費生活に関する事業を行っています。その中心となるのは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの消費者から寄せられる相談を専門的な知識などを持つ相談員がお受けして、公正な立場で処理にあたる消費生活相談です。

平成20年度は、県が約2万件、市町村が約3万件、合計約5万件の相談を受け付けました。架空・不当請求についての相談が減っていることから、平成16年度の約9万5千件をピークに相談件数はここ数年減少傾向にあります。しかしその一方で、高齢者からの相談や危害・危険に関する相談は増加を続けています。今後、一人暮らしのお年寄りの増加が見込まれる中、高齢者の被害を防ぐため地域のコミュニティを再構築する取組など、抜本的な対策が急務になっています。また、人身に被害が発生したり発生するおそれのある危害・危険相談も平成20年度は平成16年度の約18倍にあたる668件にのぼっています。

埼玉県では消費生活相談体制を強化するた

め、今年度から主任消費生活相談員を新設しました。この主任消費生活相談員は担当職員や弁護士とともに「問題解決チーム」を組み高度に専門的かつ困難な事案や広域にわたる事案の解決にあたっています。さらに、“相談員の相談員”として、県や市町村の消費生活相談員に対して情報提供や助言などを行っています。

また、消費者被害を未然に防止するためには、多くの県民が消費生活に関する知識を習得することで自立した消費者になることが必要です。そこで埼玉県では、県民に対して様々な学習機会を提供しています。各種の講座や講演会の開催、情報紙「彩の国くらしレポート」を発行しているほか、インターネットを通じた情報提供にも力を入れています。

埼玉県では消費者が主役となる社会の構築に向け、今後とも、安心・安全な埼玉づくりのために全力で取り組んでまいります。

